

あかしジェンダー平等の推進に 関する条例

明石市政策局インクルーシブ推進室

明石市は、「あかしジェンダー平等の推進に関する条例」を制定した（条例第22号として、令和4年12月23日公布、令和5年4月1日施行）。

同市では、「SDGs未来安心都市・明石」を掲げ、ジェンダー平等を推進し、性別などにかかわらず誰もがその個性と能力を發揮し、いきいきと活躍できる社会の実現を目指している。ジェンダー平等の実現に向けた推進施策を持続・発展させるために、様々な取組の基本方針となる条例である。

1 条例制定の背景・経緯

本市がジェンダー平等のテーマに着目したのは、必要な方に生理用品を配付し、相談支援につなげる目的で開始した「生理用品サポート事業」がきっかけです。

令和3年3月、コロナ禍で「生理の貧困」が社会的にクローズアップされる中、本市でもいち早く取組を始めようとしたところ、所管部局に女性管理職が少なかったため、生理用品に係る知識不足から本質的な課題を理解できず、スピード感をもって適切に取組に反映させることができないという苦い経験がありました。その後、複数の女性管理職が所属

を越えて対応し、事業自体はうまく進めることができましたが、この出来事を契機として、改めて女性が様々な取組の意思決定に関わることの重要性が認識されました。

そこで本市では、同年8月に庁内横断的に男女同数の職員を公募し「ジェンダー平等プロジェクトチーム（以下「PT」といいます）」を立ち上げ、意思決定やその他の多様なテーマにおいてジェンダー平等を進めるための検討を始めました。

「男女平等」ではなく「ジェンダー平等」という表現を用いた背景には、令和2年4月に、LGBTQ+（性的マイノリティ）の当事者でもある専門職員を配置し、当事者が抱

える生きづらさや困難に寄り添いながら、性の多様性に関する理解を広める取組を進めてきたことが挙げられます。

また、SDGsにおいてNo.5のゴールに位置付けられていることから、本市では「ジェンダー平等」という表現で、性別などにかかわらず誰もがその個性と能力を發揮し、いきいきと活躍できる社会の実現を目指してきたところです。

PTでは半年間かけて検討しましたが、より多様な方々からアイデアをいただくという趣旨の下、令和4年1月に有識者、企業関係者、教育関係者などを委員として「明石市ジェンダー平等の実現に関する検討会」が設置さ

れました。検討会では「行政」、「議会」、「事業者」、「地域」など様々な意思決定の場におけるジェンダー平等のほか、PTでも検討された「防災」や「教育」などのテーマについての議論が交わされたところです。

そのような中、検討会から「ジェンダー平等の実現に係るテーマは非常に多様であり、全市的に取り組むためには、これら多様なテーマに横串を刺すための包括的な指針が必要」との意見があり、市における検討の結果、条例を制定する方向性が定まりました。これについては、当時既に全国の市及び特別区の6割以上が男女共同参画に関する条例を制定し、条例を指針としていたところ、本市においては、同様の条例の制定に至っていなかったことも大きな要因でした。

2 条例の内容及び構成

条例の内容及び構成については、以下のポイントを踏まえ検討を行いました。

① 男女共同参画を推進するために必要な事項を定める内容

② 性自認（自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識）、性的指向（異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象

とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等、人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念）、性表現（服装、髪形、仕草、言葉遣い等自己の性についての表現）についても配慮する内容

③ PTの報告書に記載された内容

④ きっかけになつた意思決定過程におけるジェンダー平等に重点を置いた内容

② については、「性別等」と定義を設け、性別に加え、性自認、性的指向及び性表現を含めました。

③ については、報告書において主要テーマとされた「防災」、「教育」、「家庭社会」、「職場」、「意思決定過程」の五つについて、各論として個別の条文を設けました。

④ については、とりわけ意思決定に係るテーマを強調する意図から、他のテーマと分けて独立した章としました。

また条例の根幹には、「性別等に起因する権利侵害の禁止」を位置付けました。

ジェンダー平等を実現するには、前提として「男だから」、「女だから」といった決めつけによる差別や性自認、性的指向や性表現を要因とする差別がないことが必要です。また、暴力は、性別等や当事者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者、パートナー、交際相手からの暴力、性

犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、ジェンダー平等社会の実現に向けて大きな障壁となります。

条例では、基本理念の一つに位置付けるとともに、独立した条文を設け、ハラスメント、性暴力、アウティング（本人の同意なく性自認又は性的指向を暴露すること）などを禁止しました。

なお、基本理念には「性別等に起因する権利侵害の禁止」に加え、以下の事項を規定しています。いずれも条例の根幹となる内容であり、取組を進める上での重要な考え方を示したものです。

① 個人の尊重及び個性・能力発揮のための環境整備

② 性別による固定的な役割分担等を反映した制度・慣行の見直し

③ すべての人が社会の構成員として、あらゆる場における意思決定過程に参画することを保障

④ セクシユアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重

独立して章を設けた意思決定過程におけるジェンダー平等については、特別職、市職員から事業者、地域組織まで幅広い対象者を例

示し、個別に努力義務を課しました。具体的な内容に踏み込むところまでは至りませんが、現状や課題を踏まえて、強弱をつけた規定ぶりとしたところです。

3 具体的な取組

この条例はいわゆる理念条例としての位置付けであり、義務を課し又は権利を制限するといった直接的な効果が生じるものではありません。そのため、条例の理念を実現するには、推進体制を整備し、具体的な取組を意識的に進めることが求められます。本市では、PTからの報告に基づき条例でも規定している「防災」、「教育」、「家庭社会」、「職場」、「意思決定過程」の五つのテーマを中心に、様々な取組を進めてきました。その一部をご紹介します。

① ジェンダーと防災に係る専門委員会

本市は、兵庫県南部地震による被害を経験した自治体として、多様な観点を踏まえた災害対策が重要という認識を持ちつつも、検討に当たる防災会議の委員にほとんど女性はいませんでした。そうなると例えば避難所一つにしても、女性のニーズや困りごとを想定した運営ができず、女性が生活しづらくなってしまう。

そこで、防災会議に専門委員を設置し、多くの女性委員の参画の下、防災や災害対応に関してジェンダーの視点から求められる対策について検討しました。検討結果を地域防災計画に反映するとともに、防災訓練にも活かすなど取組につなげています。

② ジェンダー教育推進校

将来の社会におけるジェンダー平等を目指して、幼少期から子どもたちにジェンダーについて学んでもらうため、推進校として採択された市立小中学校を対象に、性の多様性や性教育、ジェンダー平等など幅広い内容に係る研修を実施しています。

③ 生理用品サポート事業（きんもくせいプロジェクト）

前述のとおり、コロナ禍において顕在化した「生理の貧困」の問題を「生理の尊厳」に関わる問題と捉え、困りごとを抱える市民に生理用品をお配りするとともに、相談支援につなげています。

④ 家事・育児参画意識向上を図るためのイベント

まだまだ家事・育児は女性といった風潮がある現状から、男性に家事・育児の楽しさや

喜びを知ってもらい、「お互いが協力しながら家事をするのが当たり前」という意識を高めるきっかけとなるイベントを実施しています。これにより、女性にかかる過度な負担が軽減され、女性が働きやすくなる効果も期待しています。

⑤ 男性の育児休業の取得促進

男女ともに子育てしやすい環境整備を図るため、令和3年に明石市「育休100%」を宣言し、職員の育休100%を目標とした取組を進めています。具体的には、出産補助休暇、育児参加休暇に育児休業を合わせて、少なくとも合計10日間取得しようとするものです。所属長と相談しながら取得プランを作成することで、職場の理解も得ながら取組を進めています。

⑥ 女性リーダー育成セミナー

地域や職場をよくするためには、これまで以上に女性が意思決定に参画することが重要です。そこで政治、企業、地域など様々なフィールドで活躍できる女性人材を育てるセミナーを開催し、講義だけでなくスピーチ練習やチームによる地域課題の解決に向けた政策提案など、幅広いカリキュラムを実施しています。

4 課題及び今後の展望

ジェンダー平等は全ての取組の前提といえるものですが、迅速かつ円滑に進めていくのは容易ではありません。なぜなら、これまで長い間かけて築かれてきたアンコンシャスバイアス（男だから、女だからといった無意識の思い込み）による固定観念、価値観は、一朝一夕に打破できないからです。進め方を誤ると逆効果になってしまう可能性もあり、一歩ずつ丁寧に進めていくことが大切です。

本市では、「生理の貧困」という一つの課題をきっかけに、意思決定過程におけるジェンダー平等の重要性を再認識し、条例制定にまで至りましたが、この間僅か2年に過ぎません。やっとスタートラインに立ったばかりであり、条例の理念を実現するための取組を今後持続的に実施していく必要があります。

条例では、理念をしっかりと定めた一方で、取組は具体的に規定することを見送りました。理念は不変ですが、具体的取組は、社会情勢の変化、技術の進歩等に伴って変容することが想定され、時々のニーズに応じて柔軟に対応していくことが必要と考えているからです。現時点、そして将来の社会において困る人がいないように、市民の声を聴きながらバランスよく取り組んでいかねばなりません。

今後は、市役所内はもちろんのこと、事業者、地域を含め様々な市民や団体との連携を大切にし、また当事者のニーズにしっかりと寄り添いながら、誰もが性別などにとらわれず、個性を大切にして自分らしく生きていける社会を目指して取り組んでいきます。

●第70号（2022年8月発売） 定価 1,265円（税込）

・特集 子ども政策と自治体

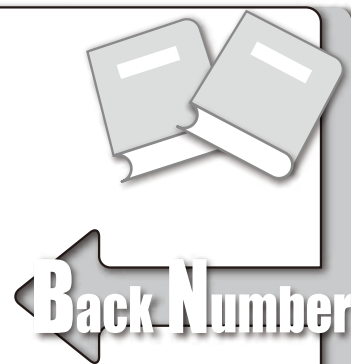
今なぜ改めて「子ども政策」なのか
 子どもの権利保障と自治体
 令和4年児童福祉法改正等で自治体現場の何が変わるのか
 子ども政策に関わる新たな公民連携の在り方～NPO法人と地域社会～
 子どもの貧困と親子の「孤立」～居場所は解決策になるか？～
 ヤングケアラーの現状と自治体の支援策

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例
 すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例
 「浦安市まちづくり基本条例」を中心とした、まちづくりに関する条例群

・トピックス

インターネット上の誹謗中傷への対処と自治体の対応
 「地域コミュニティに関する研究会」報告書について



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール（通話料無料）TEL：0120-953-431 Web URL：https://gyosei.jp
 受付時間：月～金 9時から17時 FAX：0120-953-495 Web サイン